

社会福祉法人琉和の里福社会 役員・評議員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人琉和の里福社会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員等の費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 監事の業務監査
- 四 役員 of 法人業務のための行動

(範囲)

第 2 条 この規定では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬・評議員報酬
- (2) 費用弁償

(会計処理の基準)

第 3 条 会計処理の基準は、法令及び定款について定めるもののほか、法人の経理規定によるものとする。

(役員報酬)

第 4 条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、次の金額を支給する。

- 一 理事 5,000円（1回当たり）
- 二 監事 5,000円（1回当たり）
- 三 評議員 5,000円（1回当たり）

2 第1条三で定める監事の業務監査を実施したときは、7,000円

（但し評議員一人に対して20,000円を超えない範囲、理事、監事一人当たりに対して30,000円を超えない範囲）

(役員報酬の支払)

第 5 条 役員報酬（第4条）は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第 6 条 役員が第1条（目的）に定める行動による費用弁償として交通費ならびに、旅費を支給する。

2 宿泊料、交通費、日当は、当法人旅費規程により支給する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

第4条、第6条に基づく支給は平成17年12月1日から実施する。

この規定は、平成25年4月より一部改正し施行する。

この規定は、平成27年10月より一部改正し施行する。

この規定は、平成29年4月より一部改正し施行する。